

子どもの育ちを支える運動展開中!!

2017年11月22日発行

全私保連ニュース 《平成29年度 6号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟
東京都台東区蔵前4-11-10 全国保育会館
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879
(送信枚数計 3枚)

保育三団体協議会

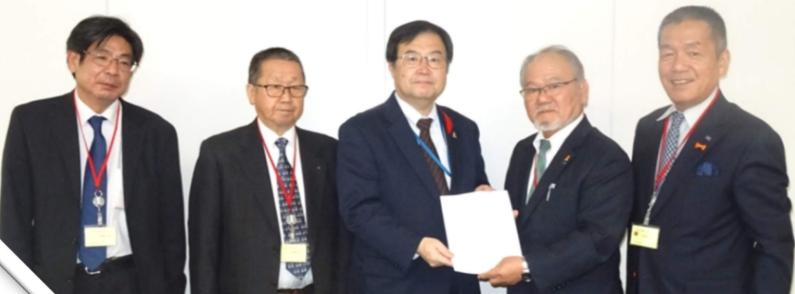
「平成30年度保育関係予算への要望」

「規制改革推進会議等における保育施策の議論への要望」

とりまとめ・提出について

11月21日、保育三団体により共同でとりまとめられた「平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望書」及び「規制改革推進会議等における保育施策の議論への要望書」を、加藤勝信 厚生労働大臣宛、および松山政司 内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）宛に提出しました。合わせて要望の趣旨について各団体代表から、厚生労働大臣 加藤秘書官、財務省主計局 茶谷局次長、内閣府子ども・子育て本部 川又審議官、厚生労働省子ども家庭局 吉田局長（保育課 異課長同席）に説明を行いました。三団体協議会では引き続いだ保育制度施策の動向を注視し、保育のさらなる「量的拡充」「質の向上」に向けた協議・活動を進めてまいります。

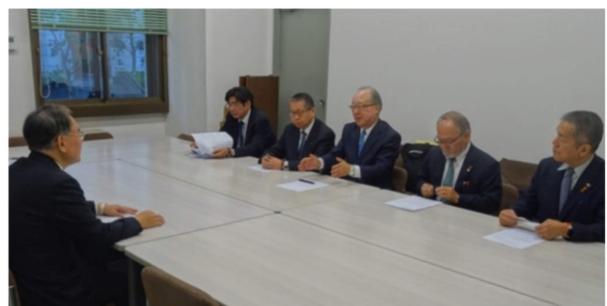
厚生労働省への要請



内閣府への要請



財務省への要請※予算要望のみ



本連盟からは平野弘和常務理事が出席しました。

全私保連ニュースのFAX配信を、メールのみの配信に希望される場合は、お手数ですがその旨を下記メールアドレスまでお知らせ下さい。FAX配信を停止しメール送信に切り替えます。 FAX:03-3865-3879 E-mail:ans@zenshioren.or.jp

- アレルギー児への対応や食育の推進の観点から保育所等の栄養士や調理員の配置の充実

※ 保育士等のキャリアアップのための研修の実施に当たっては、研修の受講状況等を十分勘察し、研修要件の一定程度の経過措置を設けることや異なる研修機会の確保を図る措置が必要不可欠と考えます。

平成30年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人私立保育園連盟
会長 小林 公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

2. 乳幼児期の教育・保育の無償化について

乳幼児期の教育・保育の無償化に当たっては、1の財源措置を前提とすることが必要です。また保育所等の無償化に当たっては、保育時間によって差が生じないよう考慮する必要があります。

3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成に際して今後も維持・継続することを要望します。

4. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き、「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。

5. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体(市町村等)の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することが必要です。

1. 保育の質・機能の向上のために

制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の子ども・子育て支援の安定的定着のために、消費税以外の0・3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

また、「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である『人材確保』のため、職員給与の更なる改善を図るとともに、以下の項目に取り組むことを要望します。

- 保育標準時間認定に対応した常勤(正規)職員配置の改善
- 1歳児の職員配置を改善 (6:1→5:1)
- 4・5歳児の職員配置を改善 (30:1→25:1)
- 主に子育て支援を担う主任保育士等の専任化と常勤事務職員の配置
- チーム保育推進加算について、職員の平均勤続年数の要件の緩和・撤廃
- 保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置

平成29年11月21日

社会福祉法人日本保育協会
理事長 大谷 泰夫
公益社団法人全国私立保育園連盟
会長 小林 公正
社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会長 万田 康

規制改革推進会議における保育施設の議論について

保育施策の充実については、本年度予算において、「保育の量の拡充」だけでなく、更なる「質の向上」として、2%の処遇改善、技能・経験を積んだ職員に対する4万円の処遇改善など、ご配慮いただき感謝するとともに、しっかりとその実現に取り組んで行きたいと考えております。

さて、規制改革推進会議においては、待機児童解消のための「子育て安心プラン」実現に向けた保育制度の見直しが検討されること。さらに、地方分権推進委員会や国家戦略特別区議会議などでも保育施策の見直しにかかる議論がされているものと承知しております。

これらの中において、子ども・子育て支援新制度における「量の拡充」と「質の向上」を車の両輪として進めていくことを基本に据えることが肝要であるとともに、「子どもたち」の立場から、また保育所等に子どもを預ける「保護者」の立場から、下記の点にも危惧する声が上がっています。これらにご配慮いただいた議論がなされることは強く期待します。

1 保育所等の設置基準の維持・向上について

現行の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等で定める施設面積や職員配置基準は、すべての子どもがどの地域でも等しく、安心して生活し、発達が保障されたために国が定めたもので、最低限度

の基準であり、保育の質を確保するためにには従うべき不可欠の基準と考えております。「保育の質の低下」に直結するものと危惧しております。こうした設備基準を維持するとともに、職員配置の改善など保育の質の向上のための「0・3兆円超メニュー」の実現に向け、取り組むようお願いします。

2 保育士等の確保について

保育士等に求められる役割は、より高度化しており、その役割を適正に評価し、長く勤務を続けることのできる環境をつくることが重要です。

こうした中、本年度のキャリアパスの構築に併せた処遇改善は大きなツールとなるものと考えております。

一方で、保育士資格等を有しない方を配置基準において保育士と同様に位置づけて基準緩和することなどは、上記1と同様、質の低下を招くものと考えています。

3. 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の堅持

平成29年度までに検討し結論を得るとされている本制度について、保育士の人材確保対策に非常に重要な仕組みであることを鑑み、処遇改善を充実させ保育士確保を確実なものにするという政府施策の方向性と一致するよう、これまで通り公費助成にして今後も維持・継続することを要望します。

以上